平成２８年（フ）第１０１号
静岡県富士市中里114番地の１　中里ハウスＣ－203号、前住所静岡県富士市富士岡1795番地の１
債務者　髙野和可子
１　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５８２号
名古屋市北区辻町４丁目３番地　ローズハウス203号
債務者　平尾　基裕
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６０号
名古屋市天白区中平１丁目1306番地　サンライズ原405号
債務者　佐藤　秀明
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９８号
名古屋市中川区中島新町３丁目1613番地　メゾンあづま202号
債務者　薮下　隆二
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０５号
名古屋市天白区元八事１丁目229番地の３
債務者　志水いと子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６１号
名古屋市東区東桜２丁目３番７号　東カン名古屋キャステール1151号
債務者　大谷真知子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1600番地の４　市営住宅304号
債務者　白川　清子
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１０１号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住19―302
債務者　渡邉　愛美（旧姓多田）
１　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２１号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵688番地３
債務者　板倉　麻衣
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７４号
福岡市早良区室見２丁目13番７―105号
債務者　保坂　英和
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３７号
福岡市東区千早４丁目10番１―816号
債務者　金本　舞子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４２号
福岡市南区大楠２丁目９番27号
債務者　牧　　泉
１　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４５号
福岡市東区東浜１丁目13番７―506号
債務者　原　　美幸
１　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５３号
福岡市城南区梅林５丁目21番31号
債務者　山本記代美
１　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６２号
福岡市南区南大橋１丁目21番17―101号
債務者　堤　　保子（旧姓日下部）
１　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６７号
福岡市博多区千代１丁目15番７号
債務者　藤田惠美子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７０号
福岡市博多区千代５丁目21番５号
債務者　早野　　誠
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部